

青森県報

号外第二十九号

平成二十一年
三月三十一日
(火曜日)

目 次

条 例

青森県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 務 課) …… 一
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (同) …… 二

条 例

青森県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県税条例等の一部を改正する条例

(青森県税条例の一部改正)

第一条 青森県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 削除」を「第七節 自動車取得税(第百二十六条 第百四十一

条) 第二節 自動車取得税(第百九十三条 第百九十三条の十七

九条の十三) に、第二節 軽油引取税(第百九十四条 第百四十四

を「第一節及び第二節 削除」に改める。

第三条第一項第十六号中「第百九十三条の十七」を「第百四十一条」に改め、同

項第十七号中「第七百条の六の第三項」を「第百四十四条の八第三項」に、「第

七百条の六の四第一項後段」を「第百四十四条の九第一項後段」に改め、同項第十

八号中「第十八条の六第一項」を「第八条の三十二第一項」に、「第七百条の二十

二の四第一項」を「第百四十四条の三十四第一項」に、「第七百条の二十二の五第

一項」を「第百四十四条の三十五第一項」に、「第十八条の十九」を「第八条の四

十七」に、「第七百条の二十二の五第四項」を「第百四十四条の三十五第四項」に

改め、同条第二項第一号中「第七百条の十五第一項」を「第百四十四条の二十一第

一項」に、「第七百条の二十の二第二項」を「第百四十四条の二十七第一項」に、

「第二百六条の二第一項」を「第百四十九条の七第一項」に、「第二百四十一条第

一」を「第百四十九条の四第一項」に改め、同項第二号中「第七百条の二十二の二第

一」を「第百四十四条の三十二第一項」に改め、同項第三号中「第七百条の二十二

の四第一項」を「第百四十四条の三十四第一項」に改め、同項第四号中「第七百条

の二十二の五第一項」を「第百四十四条の三十五第一項」に、「第十八条の十九

を「第八条の四十七」に改める。

第四条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号と

し、第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税

八 軽油引取税

第四条第二項中「次に掲げるもの」を「狩猟税」に改め、同項各号を削る。

第十二条第二項第二号中「第百九十四条第六項又は第百九十五条第一項第一号」

を「第百四十二条第六項又は第百四十二条第一項第一号」に改め、同項第三号中

「第七百条の三第一項」を「第百四十四条の二第一項」に改める。

第三十条第一項中「第百五十五条第三項及び第百九十三条の十第一項」を「第百

三十四条第一項及び第百五十五条第三項」に、「自動車税及び自動車取得税」を

「自動車取得税及び自動車税」に、「自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人」

を「自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人」に、「行なう」を「行う」に改

める。

第三十二条第一項中「第二百七条第一項」を「第百四十九条の八第一項」に改め

る。

第三十五条の二第三項の表第四十九条第一項の表の第一号の項中「資本金等の額」

を「資本金等の額が」に改め、同表第四十九条第一項の表の第二号から第四号まで

の項中「第四号」を「第五号」に、「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改める。

第五十三条の二第一項中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十一項」に、「本節」を「この節」に、「第九条の九」を「第九条の八」に改め、同条第四項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十五項」に改める。

第九十三条の五第一項中、「協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に、「本項」を「この項」に改める。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第二百二十六条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得価額を課税標準として当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつている物として政令第四十二条に規定するものを含む。)(をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付一輪自動車を含む。)(を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他政令第四十二条の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第二百二十七条 前条第一項の自動車(以下この節において「自動車」という。)(の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)(と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は政令第四十二条の二に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)(が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)(以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者

等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)(においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)(、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)(又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の税率)

第二百二十八条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第二百二十九条 取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第二百三十条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第二百三十一条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した地方税法施行規則第八条の十五に規定する様式の申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)(又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は地方税法

施行規則第八条の十六に規定する自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は地方税法施行規則第八条の十七に規定する日

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

（自動車の取得の報告）

第二百二十二条 自動車の取得をした者は、前条の規定の適用がある場合を除き、自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した地方税法施行規則第八条の十五に規定する様式の報告書を知事に提出しなければならない。

（自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付）

第二百二十三条 第二百三十一条の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第二百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、第二百三十一条の規定によつて申告納付することができる。

2 第二百三十一条若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第二百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、地方税法施行規則第八条の十八に規定する事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

（自動車取得税の納付の方法）

第二百三十四条 自動車取得税の納税義務者は、第二百三十一条又は前条の規定により自動車取得税額を納付する場合（第二百二十九条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、証紙代金収納計器によりこれらの規定による申告書又は修正申告書に当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額の表示を受けてしななければならない。

2 前項の場合において、自動車取得税の納税義務は、徴税吏員が同項の申告書又は修正申告書を受領した時に完了するものとする。

3 自動車取得税の納税義務者は、証紙代金収納計器の故障等により第一項に規定する方法によつて当該自動車取得税に係る自動車取得税額を納付することができないときは、出納員又は分任出納員に対して当該自動車取得税額に相当する現金を納付して、第二百三十一条又は前条の規定による申告書又は修正申告書に規則で

定める様式の納税済印の押印を受けなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第二百三十五条 譲渡により担保の目的となつている財産（以下この条において「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下この条において「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。）に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金を免除する。

2 自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告は、第二百三十一条の申告書を提出する際に次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出して行わなければならない。

- 一 譲渡担保権者の住所及び氏名又は名称
- 二 譲渡担保設定者の住所及び氏名又は名称
- 三 譲渡担保財産である自動車の種類、用途、車名、型式及び車体の形状
- 四 自動車の登録番号又は車両番号のあるものにあつては、自動車の登録番号又は車両番号
- 五 譲渡担保設定の年月日
- 六 譲渡担保財産である自動車の返還見込年月日

4 第二項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

6 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に

基ついて、当該徴収金を還付する。

7 前項の申請は、第三項第一号から第五号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行わなければならない。

- 一 譲渡担保財産である自動車の返還年月日
- 二 還付を受けようとする金額

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第二百二十六条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で地方税法施行規則第八条の十九に規定するものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行わなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 自動車販売業者の住所及び氏名又は名称
- 三 自動車の種類、用途、車名、型式及び車体の形状
- 四 自動車の登録番号又は車両番号のあるものにあつては、自動車の登録番号又は車両番号
- 五 自動車の取得年月日及び返還年月日
- 六 還付又は免除を受けようとする金額
- 七 返還理由

(自動車取得税の減免)

第二百二十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を減免することができる。

一 日本赤十字社の救急自動車又は同社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

二 第二百五十一条の二第一項及び第四項の規定により自動車税の減免の対象となることができる自動車(自動車取得税の課税客体である軽自動車の取得に係る軽自動車)が自動車税の課税客体となるものとして同条の規定を適用した場合における同条第一項及び第四項の規定により自動車税の減免の対象となることのできる当該軽自動車を含む。以下この号並びに次項及び第三項において同じ。

に係る自動車の取得

三 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が専ら当該特定非営利活動法人が行つ同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車を無償で譲渡を受けた場合における当該自動車に係る自動車の取得

2 前項の規定により第二百五十一条の二第一項の規定により自動車税の減免の対象となることのできる自動車に係る自動車の取得に対する自動車取得税を減免する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- 一 当該自動車の取得に対する自動車取得税額
- 二 第二百五十一条の二第一項第一号に規定する身体障害者又は同項第三号に規定する重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置の取付けのために要した費用及び二百五十万円の合計額に自動車取得税の税率を乗じて得た額

3 知事は、第二百五十一条の二第一項第一号に規定する身体障害者又は同項第三号に規定する重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置を取り付けた自動車(同条第四項に規定するものを除く。)に係る自動車の取得に対しては、当該装置の取付けのために要した費用に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額の自動車取得税を減免することができる。

4 第一項又は前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第三十一条の申告書を提出する際に、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(自動車取得税の不足税額及びその延滞金の納付)

第二百三十八条 法第二十九条第四項の規定によつて通知を受けた納税者は、納付すべき不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。)を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第三十条第二項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(納期限後に申告納付する自動車取得税の延滞金の納付)

第二百三十九条 自動車取得税の納税者は、第三十一条の納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、法第三十一条第一項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(自動車取得税の過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納付)

第四百十条 法第三十二条第五項又は第三十三条第四項の規定によつて通知を受けた納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

(自動車取得税の市町村に対する交付)

第四十一条 県内の市町村に対し、県に納付された自動車取得税に相当する額に政令第四十二条の八に規定する率を乗じて得た額の十分の七に相当する額を法第四百三条に規定するところにより交付する。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

第四百十二条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下この節において同じ。)(以外のもの(同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。))を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(法第四百四条の三十二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下この節において「石油製品販売業者」という。))が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合は、燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合には、その販売量(法第四百四条の三十二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。))が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。))においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、法第四百四条の三十二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。))に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。))においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第四百九条の三第四号において同じ。))の数量(当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で政令第四十三条の二に規定するところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

第四百三十三条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、当該消費、譲渡又は輸入をする者(当該輸入をする者にあつては、関税法第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。)に課する。

- 一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 三 第四百四十五条に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- 四 第四百四十五条に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- 六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
- 2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができるものと認められる炭化水素油で政令第四十三条の三に規定するものを除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

(軽油引取税の課税免除)

第四百四十四条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四十九条第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
 - 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り
- 第四百四十五条 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場において政令第四十三条の六に規定する石油化学製品を製造するために同条に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、法第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は第四百四十九条の十二第一項の規定による証明書の交付があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(軽油引取税の税率)

第四百四十六条 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第四百四十七条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第四百四十二条第三項から第六項まで又は第四百四十三条の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 法第四百四十四条の二十二第四項(法第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第四百四十八条 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者及び特約業者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの軽油の引取りに対する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入及び納期限等)

第四百四十九条 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下この節において「課税標準量」という。)及び税額並びに第四百四十四条又は第四百四十五条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した地方税法施行規則第八条の二十八に規定する様式の納入申告書を、知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から引取りの際減少すべき軽油の数量として政令第四十三条の十三に規定する数量を控除した数量とする。

3 第一項の場合において、第四百四十四条又は第四百四十五条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、地方税法施行規則第八条の三十七に規定するところにより、次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、知事が交付した第四百四十九条の四第一項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

4 次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書

を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第四百九条の二 第四百四十八条第一項の特別徴収義務者は、事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合にはその五日前までに、事務所又は事業所の営業を開始した後において同項の規定の適用を受けることとなつた場合にはその適用を受けることとなつた日から五日以内に、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月の末日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による登録の申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書によらなければならない。

一 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに特別徴収義務者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名

ロ 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ハ 軽油の貯蔵設備を有する場合にあつては、その概要

ニ 事務所又は事業所の営業を開始しようとする日

ホ イから二までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

二 事務所又は事業所の営業を開始した後において第四百四十八条第一項の規定の適用を受けることとなつた場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに特別徴収義務者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名

ロ 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ハ 軽油の貯蔵設備を有する場合にあつては、その概要

ニ 第四百四十八条第一項の規定の適用を受けることとなつた日

ホ イから二までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

三 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに特別徴収義務者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名

ロ 第四百四十四条の二第一項に規定する軽油の納入地

ハ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称

二 イから八までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

4 登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。)は、登録をした事項に変更(登録に係る事務所又は事業所の全部の営業を廃止した者についてその引渡しに係る軽油の納入が行われること及び第二項第三号の規定による申請に係る登録を受けた者が事務所又は事業所の営業を開始したことを含む。)を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の削除の申請があつたとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を削除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を削除することができる。

一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が所在しなくなつたこと。

二 一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われないこと。

7 知事は、前二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を削除したときは、遅滞なく、その旨を当該削除に係る者に対し通知するものとする。

8 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち事務所又は事業所を有するものに対し、その者の事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する地方税法施行規則第八条の二十八に規定する証票を交付しなければならない。

9 登録特別徴収義務者は、前項の規定によつて交付を受けた証票が、き損し、磨滅し、又は亡失した場合においては、証票の再交付の申請を知らなければならない。この場合において、き損し、又は磨滅したことによつて証票の再交付の申請をするときは、当該き損し、又は磨滅した証票を添付しなければならない。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第四百九条の三 第四百四十七条第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)は、次に定めるところによつて申告した税額をそれぞれ納付しなければならない。

一 納税者が、前項の規定によつて申告した税額をそれぞれ納付しなければならない。

二 納税者が、前項の規定によつて申告した税額をそれぞれ納付しなければならない。

三 納税者が、前項の規定によつて申告した税額をそれぞれ納付しなければならない。

四 納税者が、前項の規定によつて申告した税額をそれぞれ納付しなければならない。

- 一 第四百二十二条第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。
 - 二 第四百二十二条第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。
 - 三 第四百二十二条第五項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。
 - 四 第四百二十二条第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。
 - 五 第四百二十三条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。
 - 六 第四百二十三条第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。
 - 七 第四百二十三条第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。
- (軽油引取税に係る免税の手続)
- 第四百二十九条の四 第四百五十五条に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、知事に法第四百四十四条の第二十一項に規定する免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）を提示するとともに、同条第一項の規定による申請書を提出して同項に規定する免税証（以下この節において「免税証」という。）の交付を受けておかなければならない。この場合において、同項ただし書の規定によつて免税証の

- 交付を申請しようとする者（免税軽油使用者である国の行政機関の長を除く。）は、政令第四十三条の第十五第三項の届出書の写しを添付しなければならない。
- 2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。
 - 3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第四百四十四条の第二十一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した政令第四十三条の十五第九項の明細書を添付しなければならない。
 - 4 免税証の交付を受けた免税軽油使用者は、免税軽油の引取りを行う際に、その免税証を登録特別徴収義務者に提出しなければならない。
- (免税軽油の引取り)
- 第四百二十九条の五 免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売業者から行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 2 免税軽油使用者は、免税軽油の引取りを行うときは、免税証の裏面に引渡しをする販売業者及び引取年月日を記入するとともに記名押印しなければならない。
 - 3 免税軽油使用者が免税証を登録特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者に提出して、免税軽油の引取りを求めた場合においては、当該販売業者は、当該免税軽油使用者に代わつて、当該免税証を登録特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取りを行うものとする。
- 第四百二十九条の六 登録特別徴収義務者は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行おうとする者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。
- (免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例)
- 第四百二十九条の七 免税軽油使用者証の交付を受けた者（法第四百四十四条の第二十一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この条において同じ。）のうち国の行政機関の長及び知事が指定した者については、法第四百四十四条の第二十七第一項の報告書の提出の期限は、次の表の上欄に掲げる同項に規定する期限の区分に

応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期限とする。

五月末日、六月末日、七月末日、八月末日及び九月末日	十月末日
十一月末日、十二月末日、一月末日、二月末日及び三月末日	四月末日

2 前項の指定を受けようとする免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税証の交付を申請する際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 住所及び氏名又は名称
 二 申請の前一年間において免税証により引取りを行った免税軽油の数量の合計数量

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、第一項の指定をするとともに、その旨を申請者に通知しなければならない。

一 免税証により引取りを行う免税軽油の数量の合計数量が規則で定める数量以下であること。

二 当該免税軽油使用者証の交付を受けた者の免税軽油の使用の状況その他の事情から軽油引取税の確保に支障がないと認められること。

4 知事は、第一項の指定を受けた免税軽油使用者証の交付を受けた者について前項各号に掲げる要件に該当しなくなつたと認めるときは、第一項の指定を取り消すことができる。

(免税軽油使用者証の交付手数料等の徴収)

第四百九条の八 免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えを受けようとする者は、一件につき四百円の手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の納付は、青森県収入証紙をもつてしなければならない。

(軽油を返還した場合及び引取り後において免税用途に供した場合における措置)
 第四百九条の九 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油の引取りは行われなかつたものとみなし、既に軽油引取税額の全部又は一部が納入されているときは、知事は、当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及

びこれに係る徴収金を還付するものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添えて申請書を知事に提出しなければならない。

第四百九条の十 第四百四十五条に規定する者が、法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の承認を求めようとする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 免税軽油使用者の住所及び氏名又は名称
 二 課税免除を受けようとする軽油の数量及びその用途
 三 前号の軽油を引き渡した販売業者の住所及び氏名又は名称
 四 軽油の引取りを行った年月日
 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、引取りを行った免税軽油以外の軽油を第四百四十五条に規定する用途に供したものと認めるときは、当該申請者に証明書を交付しなければならない。

3 登録特別徴収義務者が、法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定による軽油引取税の免除又は還付の申請をする場合は、前項の証明書を添付しなければならない。

(軽油引取税に係る不足金額及びその延滞金の納入又は納付)

第四百九条の十一 法第四百四十四条の四十四第四項の規定によつて通知を受けた特別徴収義務者又は納税者は、納入し、又は納付すべき不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。次項において同じ。)を知事の指定する納期限までに納入し、又は納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に法第四百四十四条の四十五第二項の規定による延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

(納期限後に申告納入し、又は納付する軽油引取税に係る延滞金の納入又は納付)
 第四百九条の十二 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、第四百九条第一項、第四百九条の三又は法第四百四十四条の二十二第四項(法第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後にその納入金を納入し、又はその税金を納付する場合には、法第四百四十四条の四十六第一項の規定による延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

(軽油引取税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納入又は納付) 第四百九十九条の十三、法第四百四十四条の四十七第五項又は第四百四十四条の四十八第四項の規定によつて通知を受けた特別徴収義務者又は納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納入し、又は納付しなければならない。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第四百九十三条から第二百四十四条まで 削除

附則第三条の二中「第百一十二条」の下に、「第百二十八条第二項、第百二十九条、第四百九十九条の十一第二項、第四百九十九条の十二」を加え、「第百九十三条の十四第二項、第百九十三条の十五、第二百十条第二項、第二百一十一条」を削る。

附則第六条の三第三項第二号中「第三十九条の二前段」を「第三十九条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第六条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条前段」に改め、同条第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第七条第三項第二号中「第三十九条の二前段」を「第三十九条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条前段」に改める。

附則第七条の二第一項及び第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第八条第四項第二号中「第三十九条の二前段」を「第三十九条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条前段」に改める。

附則第八条の二第四項第二号中「第三十九条の二前段」を「第三十九条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条前段」に改める。

附則第八条の二の七第二項第二号中「第三十九条の二前段」を「第三十九条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条の二の七第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条前段」に改める。

附則第九条の二の二を附則第九条の二の六とし、附則第九条の二の次に次の四条を加える。

(自動車取得税の税率等の特例)

第九条の二の二 家用の自動車(第百二十六条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百二十八条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 法附則第十二条の二の二第四項に規定する軽油自動車又は第一種省エネルギー自動車(初めて新規登録等(道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第十二条の二の二第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百二十八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に規定する率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 法附則第十二条の二の二第五項第一号に掲げる軽油自動車又は同項第二号に掲げる第二種省エネルギー自動車(初めて新規登録等を受けるもの)の取得(同条第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率に二分の一を乗じて得た率とする。

4 法附則第十二条の二の二第六項に規定する電気自動車(初めて新規登録等を受けるもの)以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率から百分の二・七を控除した率とする。

5 法附則第十二条の二の二第七項各号に掲げる天然ガス自動車(初めて新規登録等を受けるもの)以外の同項に規定する天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率

から百分の二・七を控除した率とする。

6 法附則第十二条の二の二第八項に規定する充電機能付電力併用自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第二百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率から百分の二・四を控除した率とする。

7 法附則第十二条の二の二第九項各号に掲げる電力併用自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の同項に規定する電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第二百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率から百分の一・六（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあっては、百分の二・七）を控除した率とする。

8 法附則第十二条の二の二第十項各号に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の同項に規定する軽油自動車の取得（前三項又は同条第十二項若しくは第十三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第二百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率から、法附則第十二条の二の二第十項第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の一）を、同項第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、同項第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第二百二十九条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第九条の二の三 当分の間、第四百四十二条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第九条の二の四 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第四百四十九条の十第二項の規定による証明書書の交付があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁又は政令附則第十条の二の二第一項に規定する者が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途又は同項に規定する用途に供する軽油の引取り

三 鉄道事業若しくは軌道事業を営む者又は政令附則第十条の二の二第二項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第三項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業若しくは林業を営む者又は政令附則第十条の二の二第四項に規定する者が同条第五項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 政令附則第十条の二の二第六項に規定する事業を営む者が同項に規定する用途に供する軽油の引取り

2 第四百四十九条の四から第四百四十九条の八まで及び第四百四十九条の十の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第四百四十九条の四第一項中「第四百四十五条に規定する」とあるのは「附則第九条の二の四第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、「第四百四十九条の十第一項及び第二項中「第四百四十五条に規定する」とあるのは「附則第九条の二の四第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における第四百四十三条、第四百四十七条、第四百四十九条、第四百四十九条の三及び第四百四十九条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百三十三条第一項第二号及び第四号	第四百三十三条第一項第四号	同条	第四百三十三条(附則第九条の二)の規定により読み替えて適用される場合を含む。
第四百三十三条第一項	第四百三十三条	第四百三十三条(附則第九条の二)の規定により読み替えて適用される場合を含む。	若しくは第四百三十三条又は附則第九条の二の四第一項
第四百三十三条第一項及び第二項	第四百三十三条	第四百三十三条(附則第九条の二)の規定により読み替えて適用される場合を含む。	若しくは第四百三十三条又は附則第九条の二の四第一項
第四百三十三条第三項	第四百三十三条	第四百三十三条(附則第九条の二)の規定により読み替えて適用される場合を含む。	若しくは第四百三十三条又は附則第九条の二の四第一項(附則第九条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)
第四百三十三条の三第六号	第四百三十三条第一項第三号又は第四号(附則第九条の二の四第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第四百三十三条第一項第三号又は第四号(附則第九条の二の四第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第四百三十三条第一項第三号又は第四号(附則第九条の二の四第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第四百三十三条の三	第四百三十三条第一項	第四百三十三条(附則第九条の二)の規定により読み替えて適用される場合を含む。	第四百三十三条第一項(附則第九条の二)の規定により読み替えて適用される場合を含む。

(軽油引取税の税率の特例)

第九条の二の五 平成三十年三月三十一日までに第四百三十三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第

百四十三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百三十三条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第四百三十三条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

附則第九条の三第二項中「政令附則第十条の二」を「地方税法施行規則附則第五条の二第三項」に、「地方税法施行規則」を「同令」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附則第十二条の二第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十九年八月六日から平成二十一年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日」に改め、「従つて事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡(法附則第十一条の四第五項に規定する資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。)」を、「から事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡」を加え、同条第六項中「従つて事業の譲渡」及び「から事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡」を加え、「事業の譲渡を受けた日」を「事業の譲渡等を受けた日」に改める。

附則第十三条の二中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十四条及び第十五条を次のように改める。

附則第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

(青森県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 青森県税条例の一部を改正する条例(平成二十年六月青森県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、附則第九項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削り、附則第十六項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額

(次項の規定により読み替えて適用される改正後の条例附則第八条の二第四項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第三十六条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の「二」に改め、同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人の指定に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の青森県条例(以下「改正前の条例」という。)第三十条第一項の規定により自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人の指定を受けている者に係る同項の規定による当該自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人の指定は、第一条の規定による改正後の青森県条例(以下「改正後の条例」という。)第三十条第一項の規定による自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の指定とみなす。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 施行日前に改正前の条例附則第十三条第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

6 改正後の条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に改正後の条例第百四十二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭

化水素油の消費若しくは改正後の条例第百四十三条第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が改正後の条例第百四十二条第六項の規定に該当するに至つた場合において課すべき軽油引取税について適用する。

7 施行日前に改正前の条例第百九十四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは改正前の条例第百九十五条第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が改正前の条例第百九十四条第六項の規定に該当するに至つた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第二百二条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、改正後の条例第百四十九条の二第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

9 この条例の施行の際現に改正前の条例第二百二条第三項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、改正後の条例第百四十九条の二第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

10 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第二百二条第四項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請及び同条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の削除の申請は、それぞれ改正後の条例第百四十九条の二第四項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請及び同条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の削除の申請とみなす。

11 この条例の施行の際現に改正前の条例第二百二条第八項の規定により交付を受けている証票は、改正後の条例第百四十九条の二第八項の規定により交付を受けた証票とみなす。

(青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部改正)

12 青森県地域県民局及び行政機関設置条例(昭和三十六年一月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自動車取得税

(青森県核燃料物質等取扱税条例の一部改正)
 13 青森県核燃料物質等取扱税条例(平成十八年六月青森県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「九 固定資産税」を「十一 固定資産税」に、
 十 核燃料物

税
 質等取扱税」を「十一 固定資産税
 質等取扱税」 十二 核燃料物質等取扱税」
 に改める。

(青森県産業廃棄物税条例の一部改正)

14 青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「三 狩猟税」を「狩猟税」に、
 四 産業廃棄物税」を「
 三 狩猟税

「狩猟税及び産業廃棄物税」に改める。
 (不動産取得税減免条例の一部改正)

15 不動産取得税減免条例(昭和三十年十二月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第九条第一号、第十二条第二項第一号、第十五条第二項第一号及び附則第五項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町一丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭